

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

法務省

1 改正の必要性及び趣旨

一般の政府職員の給与改定等に伴い、裁判官の報酬月額の改定等を行う必要がある。

2 法律案の内容

(1) 平成17年度官民較差に基づく報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定（民間の賃金水準に合わせた給与月額の引下げ）に伴い、平成17年度中の裁判官の報酬月額を全体的に引き下げる（第1条関係）。

(2) 政府職員の給与構造の変更に伴う報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定（民間賃金の低い地域における賃金水準に合わせた給与月額の引下げと民間賃金の高い地域に勤務する職員に対する調整手当に代わる地域手当の導入）に伴い、平成18年度以降の裁判官の報酬月額を全体的に引き下げる（第2条関係）。

(3) 判事特号の廃止

いわゆる判事特号に相当するクラスへの特別職職員の給与格付けの廃止に伴い、法第15条中の判事の報酬月額に関する特別の定めを削除する（第2条関係）。

3 施行期日等

2(1)は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行。2(2)及び(3)は、平成18年4月1日から施行（附則第1条関係）。

4 経過措置

(1) 2(3)に伴う経過措置

平成17年度末から引き続き判事であり、判事特号の報酬を受けていた者の平成18年度以降の報酬月額は、当分の間、従前どおりの額とする（附則第2条第1項関係）。

(2) 2(2)に伴う経過措置

① 2(2)の改定に伴い、平成17年度末から引き続き裁判官である者の報酬月額が従前の額に達しないときは、昇給により従前の額に達するまでの間（特別職相当の最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官にあっては、平成22年3月31日まで）、その差額相当額を報酬として支給する等の措置を講ずる（附則第2条第2項関係）。

② 平成18年度以降に新たに裁判官となった者（行政庁又は民間への出向先から復帰した者、検察官から転官した者等）について、任用の事情等を考慮して①の裁判官との権衡上必要があると認められるときは、最高裁判所の定めるところにより、①と同様の措置を講ずる（附則第2条第3項関係）。

5 関係法律の整備

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第6条第4項について、国家公務員倫理法上の「本省課長補佐級以上の職員」に相当する検察官の号俸が俸給改定に伴って17号から16号に繰り上げられるのに合わせ、これに相当する判事補の号俸を9号から8号に繰り上げる（附則第3条関係）。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

法務省

1 改正の必要性及び趣旨

一般の政府職員の給与改定等に伴い、検察官の俸給月額の改定等を行う必要がある。

2 法律案の内容

(1) 俸給月額の改定

一般の政府職員の給与改定（民間の賃金水準に合わせた給与月額の引下げ）に伴い、平成17年度中の検察官の俸給月額を全体的に引き下げる（第1条関係）。

(2) 政府職員の給与構造の変更に伴う改定

一般の政府職員の給与構造の変更（民間賃金の低い地域における賃金水準に合わせた給与月額の引下げと民間賃金の高い地域に勤務する職員に対する調整手当に代わる地域手当の導入）に伴い、平成18年度以降の検察官の俸給水準を全体的に引き下げる（第2条関係）。

(3) 副検事の号俸の増設

号俸の整備等の観点から、現行の副検事1号と2号の間に、検事8号に相当する号俸を新たに設ける（第2条関係）。

3 施行期日等

2(1)は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行。2(2)及び(3)は、平成18年4月1日から施行（附則第1条関係）。

4 経過措置

(1) 2(3)の号俸の増設に伴い、平成18年度以降、平成17年度中の副検事の俸給の号俸を1号ずつ繰り下げる（附則第2条関係）。

(2) ① 2(2)の改定に伴い、平成17年度末から引き続き検察官である者の俸給月額が従前の額に達しないときは、昇給により従前の額に達するまでの間（特別職相当の検察官のうち検事総長及び東京高等検察庁検事長にあっては、平成22年3月31日まで）、その差額相当額を俸給として支給する等の措置を講ずる（附則第3条第1項関係）。

② 平成18年度以降に新たに検察官となった者（他の行政庁又は民間への出向先から復帰した者、裁判官から転官した者等）について、任用の事情等を考慮して①の検察官との権衡上必要があると認められるときは、法務大臣の定めるところにより、①と同様の措置を講ずる（附則第3条第2項関係）。

(3) 特別職相当の検察官のうち次長検事又は検事長（東京高等検察庁検事長を除く。）の平成22年3月31日までの地域手当について、特別職職員の経過措置（一律100分の12に固定）の特例を設け、一般職職員の例（100分の18を超えない範囲内で人事院規則で定める割合。漸次増額）によるものとする（附則第3条第3項関係）。

5 関係法律の整備

(1) 2(2)に伴い、①国家公務員倫理法上の「本省課長補佐級以上の職員」（同法第2条第2項）に相当する検事の号俸が17号から16号に繰り上がり（同項第4号ロ）、②「指定職以上の職員」（同条第3項）に相当する検事の号俸が8号から5号に繰り上がり（同項第3号ロ）、③これに伴い同号への副検事については同号の検事の俸給水準と並ばなくなつたので同号ハを削る（附則第4条関係）。

(2) (1)に伴い、①一部施行日前に受けた贈与等に係る国家公務員倫理法第6条第1項の適用関係、②一部施行日前の贈与等に係る提出された贈与等報告書に係る国家公務員倫理法第6条第2項の適用関係について、所要の経過措置を定める（附則第5条関係）。

(3) 2(2)に伴い、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第6条第4項について、国家公務員倫理法上の「本省課長補佐級以上の職員」に相当する検事の号俸が17号から16号に繰り上がる（附則第6条関係）。

裁判官・検察官の報酬・俸給改正案

(平成17年4月較差改正)

裁判官	検察官	現行(円)	改正額(円)	増額(円)	増率(%)	備考
最高裁判長官		2,227,000	2,220,000	-7,000	-0.3	
最高裁判事	検事総長	1,626,000	1,621,000	-5,000	-0.3	
東京高裁長官		1,557,000	1,552,000	-5,000	-0.3	
その他の高裁長官	東京高検検事長	1,442,000	1,438,000	-4,000	-0.3	
	次長検事					
	その他検事長	1,328,000	1,324,000	-4,000	-0.3	
判特		1,318,000	1,314,000	-4,000	-0.3	
判1	検1	1,301,000	1,297,000	-4,000	-0.3	
判2	検2	1,146,000	1,142,000	-4,000	-0.3	
判3	簡特	1,069,000	1,065,000	-4,000	-0.4	
判4	簡1	906,000	903,000	-3,000	-0.3	
判5	簡2	783,000	780,000	-3,000	-0.4	
判6	簡3	704,000	701,000	-3,000	-0.4	
判7	簡4	636,000	634,000	-2,000	-0.3	
判8	検8	573,000	571,000	-2,000	-0.3	
	簡5	479,000	477,400	-1,600	-0.3	
補1	簡6	459,900	458,300	-1,600	-0.3	
補2	簡7	422,700	421,300	-1,400	-0.3	
補3	簡8	393,400	392,100	-1,300	-0.3	
補4	簡9	368,000	366,800	-1,200	-0.3	
補5	簡10	342,200	341,100	-1,100	-0.3	
補6	簡11	324,300	323,200	-1,100	-0.3	
補7	簡12	303,500	302,500	-1,000	-0.3	
補8	簡13	292,200	291,200	-1,000	-0.3	
補9	簡14	265,800	264,900	-900	-0.3	
補10	簡15	256,300	255,500	-800	-0.3	
補11	簡16	241,000	240,300	-700	-0.3	
補12	簡17	232,000	231,300	-700	-0.3	
		218,200	217,500	-700	-0.3	
		205,300	204,600	-700	-0.3	
司法修習生		202,900	202,200	-700	-0.3	

注1 「判」、「補」、「簡」、「検」、「副」は、それぞれ判事、判事補、簡易裁判所判事、検事、副検事の略称である。

2 「判特」、「簡特」は、裁判官報酬法第15条の報酬月額を示し、「副特」は、検察官給与法第9条の俸給月額を示す。

3 増率は、増額/現行×100による。

裁判官・検察官の報酬・俸給改正案

(平成18年4月制度改正)

裁判官	検察官	現行(円)	改正額(円)	増額(円)	増率(%)	備考
最高裁判長官		2,220,000	2,071,000	-149,000	-6.7	
最高裁判事	検事総長	1,621,000	1,512,000	-109,000	-6.7	
東京高裁判長官		1,552,000	1,448,000	-104,000	-6.7	
その他の高裁判長官	東京高検検事長	1,438,000	1,341,000	-97,000	-6.7	
	次長検事					
	その他検事長	1,324,000	1,235,000	-89,000	-6.7	
判特		1,314,000				
判1	検1	1,297,000	1,211,000	-86,000	-6.6	
判2	検2	1,142,000	1,066,000	-76,000	-6.7	
判3	簡特	1,065,000	994,000	-71,000	-6.7	
判4	簡1	903,000	843,000	-60,000	-6.6	
判5	簡2	780,000	728,000	-52,000	-6.7	
判6	簡3	701,000	654,000	-47,000	-6.7	
判7	簡4	634,000	592,000	-42,000	-6.6	
判8	検8	571,000	533,000	-38,000	-6.7	
	簡5	477,400	448,600	-28,800	-6.0	
補1	簡6	458,300	430,600	-27,700	-6.0	
補2	簡7	421,300	395,900	-25,400	-6.0	
補3	簡8	392,100	370,500	-21,600	-5.5	
補4	簡9	366,800	346,600	-20,200	-5.5	
補5	簡10	341,100	323,100	-18,000	-5.3	
補6	簡11	323,200	307,100	-16,100	-5.0	
補7	簡12	302,500	288,700	-13,800	-4.6	
補8	簡13	291,200	278,000	-13,200	-4.5	
補9	簡14	264,900	254,200	-10,700	-4.0	
補10	簡15	255,500	245,200	-10,300	-4.0	
補11	簡16	240,300	233,100	-7,200	-3.0	
補12	簡17	231,300	225,300	-6,000	-2.6	
	副16	217,500	213,300	-4,200	-1.9	
	副17	204,600	204,600	0	0.0	
司法修習生		202,200	202,200	0	0.0	

注1 「判」、「補」、「簡」、「検」、「副」は、それぞれ判事、判事補、簡易裁判所判事、検事、副検事の略称である。

2 「判特」、「簡特」は、裁判官報酬法第15条の報酬月額を示し、「副特」は、検察官給与法第9条の俸給月額を示す。

3 増率は、増額/現行×100による。

裁判官・検察官の報酬・俸給月額改定対比表 (平成17年4月較差改正)

職務	官格	年齢	現行(円)	改正案(円)	増額(円)	増率(%)	対応一般職等		現行(円)	改正案(円)	増額(円)	増率(%)
							級	号俸				
最高裁判所長官			2,227,000	2,220,000	-7,000	-0.3	内閣総理大臣		2,227,000	2,220,000	-7,000	-0.3
最高裁判所判事	補	市長	1,626,000	1,621,000	-5,000	-0.3	内閣総理大臣		1,626,000	1,621,000	-5,000	-0.3
東京高等裁判所長官			1,557,000	1,552,000	-5,000	-0.3	法務局長官・官房副長官		1,557,000	1,552,000	-5,000	-0.3
その他の高等裁判所長官			1,442,000	1,438,000	-4,000	-0.3						
東京高等裁判所長官		次長検事・その他の検事長	1,328,000	1,324,000	-4,000	-0.3	大臣政務官		1,328,000	1,324,000	-4,000	-0.3
判○			1,318,000	1,314,000	-4,000	-0.3						
判 1		検 1	1,301,000	1,297,000	-4,000	-0.3	指 1-1		1,301,000	1,297,000	-4,000	-0.3
判 2		検 2	1,146,000	1,142,000	-4,000	-0.3	指 9		1,146,000	1,142,000	-4,000	-0.3
判 3	簡○	検 3	1,069,000	1,065,000	-4,000	-0.4	指 8		1,069,000	1,065,000	-4,000	-0.4
判 4	簡 1	検 4	906,000	903,000	-3,000	-0.3	指 6		906,000	903,000	-3,000	-0.3
判 5	簡 2	検 5	783,000	780,000	-3,000	-0.4	指 4		783,000	780,000	-3,000	-0.4
判 6	簡 3	検 6	704,000	701,000	-3,000	-0.4	指 3		704,000	701,000	-3,000	-0.4
判 7	簡 4	検 7	636,000	634,000	-2,000	-0.3	指 2		636,000	634,000	-2,000	-0.3
判 8		検 8	673,000	571,000	-2,000	-0.3	指 1		573,000	571,000	-2,000	-0.3
		簡 5	479,000	477,400	-1,600	-0.3	1-1	6	486,700	485,000	-1,700	-0.3
							1-1	5	472,700	471,100	-1,600	-0.3
補 1	簡 6	検 9	459,900	458,300	-1,600	-0.3	1-1	5	472,700	471,100	-1,600	-0.3
補 2	簡 7	検 10	422,700	421,300	-1,400	-0.3	1-1	4	458,800	457,200	-1,600	-0.3
補 3	簡 8	検 11	405,400	392,100	-1,300	-0.3	1-1	2	430,200	428,700	-1,500	-0.3
補 4	簡 9	検 12	368,000	366,800	-1,200	-0.3	1-1	1	416,000	414,600	-1,400	-0.3
補 5	簡 10	検 13	342,200	341,100	-1,100	-0.3	1-1	1	380,000	378,700	-1,300	-0.3
補 6	簡 11	検 14	324,300	323,200	-1,100	-0.3	1-1	1	367,900	366,700	-1,200	-0.3
補 7	簡 12	検 15	303,500	302,500	-1,000	-0.3	1-1	1	342,300	341,200	-1,100	-0.3
補 8	簡 13	検 16	292,200	291,200	-1,000	-0.3	1-1	1	330,300	329,200	-1,100	-0.3
補 9	簡 14	検 17	265,800	264,900	-900	-0.3	1-1	1	330,300	329,200	-1,100	-0.3
補 10	簡 15	検 18	256,300	255,500	-800	-0.3	1-1	1	316,900	315,800	-1,100	-0.3
補 11	簡 16	検 19	241,000	240,300	-700	-0.3	1-1	1	296,800	295,800	-1,000	-0.3
補 12	簡 17	検 20	232,000	231,300	-700	-0.3	1-1	1	244,600	243,900	-700	-0.3
			218,200	217,500	-700	-0.3	1-1	1	235,700	235,000	-700	-0.3
			205,300	204,600	-700	-0.3	1-1	1	226,200	225,500	-700	-0.3
司法修習生			202,900	202,200	-700	-0.3	1-1	1	218,200	217,500	-700	-0.3
							1-1	1	205,700	205,000	-700	-0.3
							1-1	1	198,600	198,000	-600	-0.3
							1-1	1	198,600	198,000	-600	-0.3
							1-1	1	198,600	198,000	-600	-0.3

(注)1 裁判官及び検察官の項中、「判」、「補」、「簡」、「検」及び「副」は、それぞれ判事、判事補、簡易裁判所判事、検事及び副検事を示し、○印は、裁判官の報酬等に関する法律第15条の報額又は検察官の俸給等に関する法律第9条の俸給を、アラビア数字は、前記両法律別表の号を示す。

2 対応一般職等の項中、該の項中「指」は指定職俸給表を、アラビア数字は行政職俸給表(一)の級を示す。

3 増率は、(増額/現行額)×100による。

4 最下欄に、参考として、司法修習生の給与を掲げた。

裁判官・検察官の報酬・俸給月額改定対比表 (平成18年4月制度改正)

職務	官職	現行(円)	改正率(円)	増額(円)	増率(%)	対応一般職等		現行(円)	改正率(円)	増額(円)	増率(%)
						級	号俸	級・号俸	(円)		
最高裁判所長官		2,220,000	2,071,000	-149,000	-6.7	内閣総理大臣		2,220,000	2,071,000	-149,000	-6.7
最高裁判所判事	第一種	1,621,000	1,512,000	-109,000	-6.7	内閣総理大臣		1,621,000	1,512,000	-109,000	-6.7
東京高等裁判所長官		1,552,000	1,448,000	-104,000	-6.7	法務局長官・官房副長官		1,552,000	1,448,000	-104,000	-6.7
その他の高等裁判所長官	東京高等裁判所審事長	1,438,000	1,341,000	-97,000	-6.7	法務局長官・官房副長官		1,438,000	1,341,000	-97,000	-6.7
判官	検官	1,324,000	1,235,000	-89,000	-6.7	大臣政務官		1,324,000	1,235,000	-89,000	-6.7
判1	検1	1,297,000	1,211,000	-86,000	-6.6	指8		1,297,000	1,211,000	-86,000	-6.6
判2	検2	1,142,000	1,066,000	-76,000	-6.7	指6		1,142,000	1,066,000	-76,000	-6.7
判3	簡○	1,065,000	994,000	-71,000	-6.7	指5		1,065,000	994,000	-71,000	-6.7
判4	簡1	903,000	843,000	-60,000	-6.6	指3		903,000	843,000	-60,000	-6.6
判5	簡2	780,000	728,000	-52,000	-6.7	指1		780,000	728,000	-52,000	-6.7
判6	簡3	701,000	654,000	-47,000	-6.7	指下1		701,000	654,000	-47,000	-6.7
判7	簡4	634,000	592,000	-42,000	-6.6	指下2		634,000	592,000	-42,000	-6.6
判8	簡5	571,000	533,000	-38,000	-6.7	指下3		571,000	533,000	-38,000	-6.7
		477,400	448,600	-28,800	-6.0	9		11-6	485,000	455,700	-29,300
						9		11-5	471,100	442,700	-28,400
補1	簡6	458,300	430,600	-27,700	-6.0	9		11-5	471,100	442,700	-28,400
補2	簡7	421,300	395,900	-25,400	-6.0	9		11-4	457,200	429,600	-27,600
補3	簡8	392,100	370,500	-21,600	-5.5	8		11-2	428,700	402,800	-25,900
補4	簡9	366,800	346,600	-20,200	-5.5	8		11-1	414,600	389,600	-25,000
補5	簡10	341,100	323,100	-18,000	-5.3	7		10-4	403,000	380,800	-22,200
補6	簡11	323,200	307,100	-16,100	-5.0	7		10-3	390,900	369,400	-21,500
補7	簡12	302,500	288,700	-13,800	-4.6	6		10-2	378,700	357,800	-20,900
補8	簡13	291,200	278,000	-13,200	-4.5	6		10-1	366,700	346,500	-20,200
補9	簡14	264,900	254,200	-10,700	-4.0	5		9-2	341,200	323,200	-18,000
補10	簡15	255,500	245,200	-10,300	-4.0	4		9-1	329,200	311,800	-17,400
補11	簡16	240,300	233,100	-7,200	-3.0	3		8-3	315,800	301,300	-14,500
補12	簡17	231,300	225,300	-6,000	-2.6	3		8-2	305,800	291,800	-14,000
		217,500	213,300	-4,200	-1.9	3		8-1	295,800	282,300	-13,500
		204,600	204,600	0	0.0	2		7-2	283,900	271,300	-12,600
						3		7-1	274,700	262,600	-12,100
						3		6-2	264,300	253,700	-10,600
						3		6-1	255,500	245,200	-10,300
						3		5-2	243,900	235,600	-7,300
						3		5-1	235,000	228,000	-7,000
						3		4-2	225,500	221,100	-4,400
						3		4-1	217,500	213,300	-4,200
						2		3-4	205,000	205,000	0.0
						2		3-3	198,000	198,000	0.0
						2		3-2	198,000	198,000	0.0
司法修習生		202,200	202,200	0	0.0	2		3-1	198,000	198,000	0.0

(注)1 裁判官及び検察官の項中、「判」、「補」、「簡」、「検」及び「副」は、それぞれ判事、判事補、簡易裁判所判事、検事及び副検事を示し、○印は、裁判官の報酬等に関する法律第16条の報酬又は検察官の俸給等に関する法律第9条の俸給を、アラビア数字は、前記両法律別表の号を示す。

2 対応一般職等の項中、級の項中「指」は指定職俸給表を、アラビア数字は行政職俸給表(一)の級を示す。

3 増率は、(増額/現行額)×100による。

4 最下欄に、参考として、司法修習生の給与を掲げた。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「百三十一万八千円」を「百三十一万四千円」に、「百六万九千円」を「百六万五千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

二 号	一 号	区	分	報 酬 額
		最 高 裁 判 所 長 官	事 官	二、二二〇、〇〇〇円
		最 高 裁 判 所 長 官	判 事	一、六二一、〇〇〇円
		東 京 高 等 裁 判 所 長 官	判 事	一、五五二、〇〇〇円
		そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	官	一、四三八、〇〇〇円
				一、二九七、〇〇〇円
				一、一四二、〇〇〇円

判

判

事

補

事

七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号
三〇一、 五〇〇円	三二三、 二〇〇円	三四一、 一〇〇円	三六六、 八〇〇円	三九二、 一〇〇円	四二一、 三〇〇円	四五八、 三〇〇円	五七一、 〇〇〇円	六三四、 〇〇〇円	七〇一、 〇〇〇円	七八〇、 〇〇〇円	九〇三、 〇〇〇円	一、〇六五、 〇〇〇円

八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号
三九二、一〇〇円	四二一、三〇〇円	四五八、三〇〇円	四七七、四〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇一、〇〇〇円	七八〇、〇〇〇円	九〇三、〇〇〇円	二三一、三〇〇円	二四〇、三〇〇円	二五五、五〇〇円	二六四、九〇〇円	二九一、一〇〇円

簡易裁判所判事

九号	三六六、八〇〇円
十号	三四一、一〇〇円
十一号	三二三、一〇〇円
十二号	三〇一、五〇〇円
十三号	二九一、一〇〇円
十四号	二六四、九〇〇円
十五号	二五五、五〇〇円
十六号	二四〇、三〇〇円
十七号	一一一、三〇〇円

第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条中「判事及び」を削り、「判事にあつては百三十一万四千円、簡易裁判所判事にあつては百六

万五千円」を「九十九万四千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

判事							その他高等裁判所長官	東京高等裁判所判事	最高裁判所長官	最高裁判所判事	区分
七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号					報酬額
五九二、〇〇〇円	六五四、〇〇〇円	七二八、〇〇〇円	八四三、〇〇〇円	九九四、〇〇〇円	一、〇六六、〇〇〇円	一、二一一、〇〇〇円	一、三四一、〇〇〇円	一、四四八、〇〇〇円	一、五一二、〇〇〇円	二、〇七一、〇〇〇円	月額

判

事

補

十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号
二二五、三〇〇円	二三三、一〇〇円	二四五、一〇〇円	二五四、二〇〇円	二七八、〇〇〇円	二八八、七〇〇円	三〇七、一〇〇円	三三三、一〇〇円	三四六、六〇〇円	三七〇、五〇〇円	三九五、九〇〇円	四三〇、六〇〇円	五三三、〇〇〇円

簡易裁判所判事

十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号
二七八、〇〇〇円	二八八、七〇〇円	三〇七、一〇〇円	三一三、一〇〇円	三四六、六〇〇円	三七〇、五〇〇円	三九五、九〇〇円	四三〇、六〇〇円	四四八、六〇〇円	五九二、〇〇〇円	六五四、〇〇〇円	七二八、〇〇〇円	八四三、〇〇〇円

十 四 号	二五四、一〇〇円
十 五 号	二四五、一〇〇円
十 六 号	一三三、一〇〇円
十 七 号	一一五、三〇〇円

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条並びに次条及び附則第三条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日から引き続き判事である者で、同日において第二条の規定による改正前の裁判官の報酬等に関する法律第十五条の規定により報酬を受けていたものの一部施行日以後における報酬月額は、当分の間、百三十一万四千円とする。

2 一部施行日の前日から引き続き裁判官である者で、その受ける報酬月額が同日において受けていた報酬

月額に達しないこととなるものには、その受ける報酬月額が同日において受けっていた報酬月額に達するまでの間（最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官にあっては、平成二十二年三月三十一日までの間）、報酬月額のほか、その差額に相当する額を報酬として支給する。

3 一部施行日以降に新たに裁判官となつた者について、任用の事情等を考慮して前項の規定による報酬を支給される裁判官との権衡上必要があると認められるときは、当該裁判官には、最高裁判所の定めるところにより、同項の規定に準じて、報酬を支給する。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第三条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百二十一号）の一部を次のよう
に改正する。

第六条第四項中「九号の」を「八号の」に改める。

理 由

一般の政府職員の給与改定等に伴い、裁判官の報酬月額の改定等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）（第一条関係）

改 正 案

附 則

第十五条 判事及び簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、判事にあつては百三十一万八千円、簡易裁判所判事にあつては百六万五千円とすることができる。

別表（第二条関係）

区 分	報酬月額
最高裁判所長官	一、二二二〇、〇〇〇円
最高裁判所判事	一、六二一、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	一、五五一、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	一、四三八、〇〇〇円
二号	一、二九七、〇〇〇円

現 行

附 則

第十五条 判事及び簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、判事にあつては百三十一万八千円、簡易裁判所判事にあつては百六万九千円とすることができる。

別表（第二条関係）

区 分	報酬月額
最高裁判所長官	一、二二二七、〇〇〇円
最高裁判所判事	一、六二六、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	一、五五七、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	一、四四一、〇〇〇円
二号	一、一四六、〇〇〇円

現 行

判 事								判 事							
補								事							
八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号		
二九一、 一〇〇円	三〇一、 五〇〇円	三一三、 一〇〇円	三四一、 一〇〇円	三六六、 八〇〇円	三九二、 一〇〇円	四一一、 三〇〇円	四五八、 三〇〇円	五七一、 〇〇〇円	六三四、 〇〇〇円	七〇一、 〇〇〇円	七八〇、 〇〇〇円	九〇三、 〇〇〇円	一、〇六五、 〇〇〇円		

判 事								判 事							
補								事							
八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号		
二九一、 一〇〇円	三〇三、 五〇〇円	三三四、 三〇〇円	三四一、 一〇〇円	三六八、 〇〇〇円	三九三、 四〇〇円	四二一、 七〇〇円	四五九、 九〇〇円	五七三、 〇〇〇円	六三六、 〇〇〇円	七〇四、 〇〇〇円	七八三、 〇〇〇円	九〇六、 〇〇〇円	一、〇六九、 〇〇〇円		

簡易裁判所判事

九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号
三六六、八〇〇円	三九一、一〇〇円	四二一、三〇〇円	四五八、三〇〇円	四七七、四〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇一、〇〇〇円	七八〇、〇〇〇円	九〇三、〇〇〇円	一〇三、三〇〇円	二四〇、三〇〇円	二五五、五〇〇円	二六四、九〇〇円

簡易裁判所判事

九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号
三六八、〇〇〇円	三九三、四〇〇円	四二三、七〇〇円	四五九、九〇〇円	四七九、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円	七〇四、〇〇〇円	七八三、〇〇〇円	九〇六、〇〇〇円	一〇三、三〇〇円	二四一、〇〇〇円	二五六、三〇〇円	二六五、八〇〇円

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号
一〇〇、一、一〇〇	一〇〇、一、一〇〇	一五五、五〇〇	一六四、九〇〇	一九一、一〇〇	五〇〇、五	一〇一、五〇〇	一〇一、一〇〇

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号
一〇〇、一、一〇〇	一〇〇、一、一〇〇	一五六、三〇〇	一六五、八〇〇	一九一、一〇〇	五〇〇、五	一〇一、五〇〇	一〇一、一〇〇

○ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）（第二条関係）

改 正 案

現

行

附 則

第十五条 簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、九十九万四千円とすることができる。

別表（第二条関係）

			区 分	報酬月額
三号	二号	一号	最高裁判所長官	最高裁判所判事
九九四、〇〇〇円	一、〇六六、〇〇〇円	一、二二一、〇〇〇円	一、三四一、〇〇〇円	一、四四八、〇〇〇円
			その他他の高等裁判所長官	一、四四八、〇〇〇円

附 則

第十五条 判事及び簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、判事にあつては百三十一万四千円、簡易裁判所判事にあつては百六万五千円とすることができる。

別表（第二条関係）

			区 分	報酬月額
三号	二号	一号	最高裁判所長官	最高裁判所判事
一、〇六五、〇〇〇円	一、一四二、〇〇〇円	一、二九七、〇〇〇円	一、四三八、〇〇〇円	一、五五二、〇〇〇円
			その他他の高等裁判所長官	一、四三八、〇〇〇円

判事								判事							
八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号
二七八、〇〇〇円	二八八、七〇〇円	三〇七、一〇〇円	三三三、一〇〇円	三四六、六〇〇円	三七〇、五〇〇円	三九五、九〇〇円	四三〇、六〇〇円	五三三、〇〇〇円	五九二、〇〇〇円	六五四、〇〇〇円	七二八、〇〇〇円	八四三、〇〇〇円			

判事								判事							
八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号
二九一、二〇〇円	三〇一、五〇〇円	三二三、一〇〇円	三四一、一〇〇円	三六六、八〇〇円	三九一、一〇〇円	四二一、三〇〇円	四五八、三〇〇円	五七一、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇一、〇〇〇円	七八〇、〇〇〇円	九〇三、〇〇〇円			

簡易裁判所判事

十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十二 号	十一 号	十 号	九 号
	三一三、一〇〇円	三四六、六〇〇円	三七〇、五〇〇円	三九五、九〇〇円	四三〇、六〇〇円	四四八、六〇〇円	五九一、〇〇〇円	六五四、〇〇〇円	七一八、〇〇〇円	八四三、〇〇〇円	二二五、三〇〇円	二二五、一〇〇円	二五四、一〇〇円

簡易裁判所判事

十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十二 号	十一 号	十 号	九 号
	三四一、一〇〇円	三四一、八〇〇円	三九二、一〇〇円	三六六、八〇〇円	四二一、三〇〇円	四五八、三〇〇円	四七七、四〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇一、〇〇〇円	七八〇、〇〇〇円	二二一、三〇〇円	二二五、三〇〇円	二六四、九〇〇円

十一号	二〇〇一、一〇〇
十二号	二〇〇二、一〇〇
十三号	二〇〇三、一〇〇
十四号	二〇〇四、一〇〇
十五号	二〇〇五、一〇〇
十六号	二〇〇六、一〇〇
十七号	二〇〇七、一〇〇

十一号	二〇〇一、一〇〇
十二号	二〇〇二、一〇〇
十三号	二〇〇三、一〇〇
十四号	二〇〇四、一〇〇
十五号	二〇〇五、一〇〇
十六号	二〇〇六、一〇〇
十七号	二〇〇七、一〇〇

	改 正 案	現 行
第六条 1～3 (略)	(弁護士職務從事職員の服務等)	(弁護士職務從事職員の服務等)
5 (略)	4 弁護士職務從事職員に関する国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該弁護士職務從事職員（第二条第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日において裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）別表判事補の項八号の報酬月額以上の報酬又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）別表検事の項十七号の俸給月額以上の俸給を受けていた者に限る。）は、國家公務員倫理法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員とみなす。	4 弁護士職務從事職員に関する国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該弁護士職務從事職員（第二条第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日において裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）別表判事補の項九号の報酬月額以上の報酬又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）別表検事の項十七号の俸給月額以上の俸給を受けていた者に限る。）は、國家公務員倫理法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員とみなす。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「七十万四千円」を「七十万千円」に改める。

別表（第二条関係）

檢

事

十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号
二九一、二〇〇円	三〇一、五〇〇円	三一三、二〇〇円	三四一、一〇〇円	三六六、八〇〇円	三九二、一〇〇円	四五八、三〇〇円	四二一、三〇〇円	五七一、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇一、〇〇〇円	七八〇、〇〇〇円	九〇三、〇〇〇円

副

検

事

九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	二 十 号	十九 号	十八 号	十七 号	二六四、九〇〇円
三〇一、五〇〇円	三二三、二〇〇円	三四一、一〇〇円	三六六、八〇〇円	三九二、一〇〇円	四二一、三〇〇円	四五八、三〇〇円	四七七、四〇〇円	六三四、〇〇〇円	二三一、三〇〇円	二四〇、三〇〇円	二五五、五〇〇円	二六四、九〇〇円	

十 号	二九一、一〇〇円
十 二 号	二六四、九〇〇円
十 三 号	二五五、五〇〇円
十 四 号	二四〇、三〇〇円
十 五 号	二三一、二〇〇円
十 六 号	二一七、五〇〇円
	一一〇四、六〇〇円

第二条 檢察官の俸給等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「又は一号」の下に「若しくは二号」を加える。

第四条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第九条中「七十万千円」を「六十五万四千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

								区	検	事	次	東	京	高	等	檢	察	廳	檢	事	長	檢	事	長	分	
八	七	六	五	四	三	二	一	その他	の	檢	察	廳	檢	事	長	長	長	長	事	長	事	長	事	長	給	額
号	号	号	号	号	号	号	号																			
五三三、〇〇〇円	五九二、〇〇〇円	六五四、〇〇〇円	七二八、〇〇〇円	八四三、〇〇〇円	九九四、〇〇〇円	一、〇六六、〇〇〇円	一、二一、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円	一、三四一、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円	一、二一、〇〇〇円	一、二二一、〇〇〇円	一、五二二、〇〇〇円	一、五二二、〇〇〇円												

検

事

一 号	二 十 号	十 九 号	十 八 号	十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号
五九二、〇〇〇円	一二五、三〇〇円	一三三、一〇〇円	二四五、二〇〇円	二五四、二〇〇円	二七八、〇〇〇円	二八八、七〇〇円	三〇七、一〇〇円	三三三、一〇〇円	三四六、六〇〇円	三七〇、五〇〇円	三九五、九〇〇円	四三〇、六〇〇円

副

檢

事

十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号
一一三三、一〇〇円	二四五、一〇〇円	二五四、一〇〇円	二七八、〇〇〇円	二八八、七〇〇円	三〇七、一〇〇円	三四六、六〇〇円	三一三、一〇〇円	三七〇、五〇〇円	三九五、九〇〇円	四三〇、六〇〇円	四四八、六〇〇円	五三三、〇〇〇円

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条及び次条から附則第六条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(副検事の俸給の号の切替え)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日から引き続き副検事である者で、同日において第二条の規定による改正前の検察官の俸給等に関する法律別表（以下この条において「改正前の別表」という。）副検事の項一二号から十六号までの俸給月額（以下この条において「旧俸給月額」という。）の俸給を受けていたものの一部施行日における俸給月額は、次の表の旧号欄に掲げる旧俸給月額に係る改正前の別表副検事の項の号に対応する次の表の新号欄に掲げる第二条の規定に

十 五 号	一一五、三〇〇円
十 六 号	一一三、三〇〇円
十 七 号	一〇四、六〇〇円

よる改正後の検察官の俸給等に関する法律別表副検事の項の号の俸給月額とする。

												旧 号	
十二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号			
十三 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号		新 号	

十 三 号	十 四 号
十 四 号	十 五 号
十 五 号	十 六 号
十 六 号	十 七 号

(経過措置)

第三条 一部施行日の前日から引き続き検察官である者で、その受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、その受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達するまでの間（検事総長及び東京高等検察庁検事長にあっては、平成二十二年三月三十一日までの間）、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

2 一部施行日以降に新たに検察官となつた者について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される検察官との権衡上必要があると認められるときは、当該検察官には、法務大臣の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 次長検事又は検事長（東京高等検察庁検事長を除く。）で、前二項の規定による俸給を支給されるもの

には、検察官の俸給等に関する法律第一条第一項の規定によりその例によることとされる特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第五条の規定にかかわらず、平成二十二年三月三十一日までの間、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員の例により、地域手当を支給する。

（国家公務員倫理法の一部改正）

第四条 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号ロ中「十七号」を「十六号」に改め、同条第三項第二号ロ中「八号」を「五号」に改め、同号ハを削る。

（国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 一部施行日前に前条の規定による改正前の国家公務員倫理法第二条第二項第四号に掲げる職員であつた者で、前条の規定による改正後の国家公務員倫理法第二条第二項第四号に掲げる職員に該当しないものが受けた利益又は支払を受けた報酬（一部施行日前に受けた利益又は支払を受けた報酬に限る。）に係る同法第六条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 一部施行日前に前条の規定による改正前の国家公務員倫理法第二条第三項第三号に掲げる職員であった者で、前条の規定による改正後の国家公務員倫理法第二条第三項第三号に掲げる職員に該当しないものが提出した贈与等報告書（一部施行日前に受けた利益又は支払を受けた報酬に係るものに限る。）に係る同法第六条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第六条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「十七号」を「十六号」に改める。

理 由

一般の政府職員の給与改定等に伴い、検察官の俸給月額の改定等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一
部を改正する法律案新旧対照条文

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

附 則

第九条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第一条の規定にかかわらず、七十万千円とすることができる。

別表（第二条関係）

現 行

附 則

第九条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、七十万四千円とすることができる。

別表（第二条関係）

			区 分	俸 紹 月 額
			検 事 総 長	一、六二一、〇〇〇円
			次 長 檢 事	一、三一四、〇〇〇円
			東京高等検察庁検事長	一、四三八、〇〇〇円
			その他の検事長	一、三一四、〇〇〇円
三号	二号	一号		一、二九七、〇〇〇円
				一、一四二、〇〇〇円
				一、〇六五、〇〇〇円

			区 分	俸 紹 月 額
			検 事 総 長	一、六二六、〇〇〇円
			次 長 檢 事	一、三一八、〇〇〇円
			東京高等検察庁検事長	一、四四二、〇〇〇円
			その他の検事長	一、三一八、〇〇〇円
三号	二号	一号		一、三〇一、〇〇〇円
				一、一四六、〇〇〇円
				一、〇六九、〇〇〇円

検

事

十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号
二九一、二〇〇円	二〇一、五〇〇円	二二三、一〇〇円	三四一、一〇〇円	三六六、八〇〇円	三九二、一〇〇円	四二一、三〇〇円	四五八、三〇〇円	五七一、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇一、〇〇〇円	七八〇、〇〇〇円	九〇三、〇〇〇円

検

事

十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号
二九二、二〇〇円	三〇三、五〇〇円	三二四、三〇〇円	三四一、一〇〇円	三六八、〇〇〇円	三九三、四〇〇円	四二二、七〇〇円	四五九、九〇〇円	五七三、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円	七〇四、〇〇〇円	七八三、〇〇〇円	九〇六、〇〇〇円

副 検 事													
十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	二十 号	十九 号	十八 号	十七 号
一九一、一〇〇円	三〇一、五〇〇円	三一三、一〇〇円	三四一、一〇〇円	三六六、八〇〇円	三九一、一〇〇円	四二一、二〇〇円	四五八、三〇〇円	四七七、四〇〇円	六三四、〇〇〇円	一三一、一〇〇円	一四〇、三〇〇円	一五五、五〇〇円	一六四、九〇〇円

副 検 事													
十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	二十 号	十九 号	十八 号	十七 号
一九一、二〇〇円	三〇一、五〇〇円	三一三、二〇〇円	三四一、二〇〇円	三六八、〇〇〇円	三九三、四〇〇円	四二二、七〇〇円	四五九、九〇〇円	四七九、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円	一三一、二〇〇円	一四一、二〇〇円	一五六、三〇〇円	一六五、八〇〇円

十一号	二六四、九〇〇円
十二号	一五六、五〇〇円
十三号	一四〇、三〇〇円
十四号	一三一、三〇〇円
十五号	一二七、五〇〇円
十六号	一〇四、六〇〇円

十一号	二六五、八〇〇円
十二号	一五六、三〇〇円
十三号	一四一、〇〇〇円
十四号	一三一、〇〇〇円
十五号	一二八、一〇〇円
十六号	一〇五、三〇〇円

○ 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
<p>第一条 檢察官の給与に関する法律（昭和二十二年法律第六十 一号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び檢 事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法 律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例 により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び第九条に定める俸 給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については 、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号） による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官 については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過 勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第一条 檢察官の給与に関する法律（昭和二十二年法律第六十 一号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び檢 事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法 律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例 により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び第九条に定める俸 給月額の俸給又は一号の俸給を受ける副検事については、一般職の職 員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職 俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、 一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休 日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>第四条 檢察官の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の 規定にかかわらず、六十五万四千円とすることができる。</p> <p>別表（第二条関係）</p>	<p>第四条 檢察官の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の 規定にかかわらず、七十万千円とすることができる。</p> <p>別表（第二条関係）</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>

								区 分	俸 給 月 額	
八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	その他の検事長	次長 檢事	検事 総長
五三三、〇〇〇円	五九二、〇〇〇円	六五四、〇〇〇円	七一八、〇〇〇円	八四三、〇〇〇円	九九四、〇〇〇円	一、〇六六、〇〇〇円	一、二一、〇〇〇円	一、三四一、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円	一、五一、〇〇〇円

								区 分	俸 給 月 額	
八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	その他の検事長	次長 檢事	検事 総長
五七一、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇一、〇〇〇円	七八〇、〇〇〇円	九〇三、〇〇〇円	一、〇六五、〇〇〇円	一、一四二、〇〇〇円	一、二九七、〇〇〇円	一、三二四、〇〇〇円	一、四三八、〇〇〇円	一、六二一、〇〇〇円

検

事

二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号
五三三、〇〇〇円	五九二、〇〇〇円	二三五、三〇〇円	二三三、一〇〇円	二四五、一〇〇円	二五四、二〇〇円	二七八、〇〇〇円	二八八、七〇〇円	二〇七、一〇〇円	三一三、一〇〇円	三四六、六〇〇円	三七〇、五〇〇円	三九五、九〇〇円	四三〇、六〇〇円

検

事

(新設)	一号	二十号	十九号	十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号
	六三四、〇〇〇円	二三一、三〇〇円	二四〇、三〇〇円	二五五、五〇〇円	二六四、九〇〇円	二九一、二〇〇円	三〇一、五〇〇円	三一三、二〇〇円	三四一、一〇〇円	三六六、八〇〇円	三九二、一〇〇円	四二一、三〇〇円	四五八、三〇〇円

副

検

事

十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号
一一五、二〇〇円	一一三、一〇〇円	一四五、一〇〇円	二五四、一〇〇円	二七八、〇〇〇円	二八八、七〇〇円	三〇七、一〇〇円	三一三、一〇〇円	三四六、六〇〇円	三七〇、五〇〇円	三九五、九〇〇円	四三〇、六〇〇円	四四八、六〇〇円

副

検

事

十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号
一一一、三〇〇円	一二〇、三〇〇円	二五五、五〇〇円	二六四、九〇〇円	二九一、二〇〇円	三〇一、五〇〇円	三一三、一〇〇円	三四一、一〇〇円	三六六、八〇〇円	三九二、一〇〇円	四二一、三〇〇円	四五八、三〇〇円	四七七、四〇〇円

十七号	十六号
一〇四、六〇〇	一一三、三〇〇

十六号	十五号
一〇四、六〇〇	一一七、五〇〇

改 正 案	現 行
<p>（定義等） （略）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。</p> <p>一～二（略）</p> <p>四 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号。以下「検察官俸給法」という。）の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 檢察官俸給法別表検事の項十六号の俸給月額以上の俸給を受け る検事</p> <p>ハ（略）</p> <p>五・六（略）</p> <p>3 この法律において、「指定職以上の職員」とは、次に掲げる職員を いう。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 檢察官俸給法の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 檢察官俸給法別表検事の項五号の俸給月額以上の俸給を受ける 検事</p> <p>（削る）</p>	<p>（定義等） （略）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号。以下「検察官俸給法」という。）の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 檢察官俸給法別表検事の項十七号の俸給月額以上の俸給を受け る検事</p> <p>ハ（略）</p> <p>五・六（略）</p> <p>3 この法律において、「指定職以上の職員」とは、次に掲げる職員を いう。</p> <p>一～一（略）</p> <p>三 檢察官俸給法の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 檢察官俸給法別表検事の項八号の俸給月額以上の俸給を受ける 検事</p> <p>ハ 檢察官俸給法第九条に定める俸給月額の俸給又は検察官俸給法 別表副検事の項一号の俸給月額の俸給を受ける副検事</p>

4
5
8
(器) 五・四

4
5
8
(器) 五・四

○ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）（附則第六条関係）

改 正 案	現 行
<p>第六条 1～3 (略)</p> <p>(弁護士職務従事職員の服務等)</p> <p>4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該弁護士職務従事職員（第二条第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日において裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）別表判事補の項九号の報酬月額以上の報酬又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）別表検事の項十六号の俸給月額以上の俸給を受けていた者に限る。）は、国家公務員倫理法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員とみなす。</p>	<p>第六条 1～3 (略)</p> <p>(弁護士職務従事職員の服務等)</p> <p>4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該弁護士職務従事職員（第二条第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日において裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）別表判事補の項九号の報酬月額以上の報酬又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）別表検事の項十七号の俸給月額以上の俸給を受けていた者に限る。）は、国家公務員倫理法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員とみなす。</p>
<p>5 (略)</p>	